

令和4年度 中野区障害児通所支援事業者実地検査実施方針

1 基本方針

児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき区が指定した障害児通所支援事業者に対し、制度の円滑かつ適正な運営と法令等に基づく適正な事業運営を確保する観点に立ち、事業運営の適正化と透明性の確保、利用者保護及び利用者の視点に立った障害福祉サービスの提供並びに質の向上、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制整備を図ることに主眼を置いて実地検査を実施する。

また、監査については、法令・基準条例等の違反、自立支援給付に係る費用等の不正請求又は不適切な福祉サービスの提供が明らかな場合には、障害児福祉制度への信頼維持及び利用者保護の観点から、公正かつ適切な措置を採ることに主眼を置いて実施する。特に障害児虐待など重大な人権侵害が疑われる場合には、状況に応じて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び児童福祉法の権限行使等を行う。実施にあたっては、必要に応じて東京都や他自治体と連携することで、指導検査体制の一層の充実・強化を図り、効果的かつ効率的な指導検査の取組を進める。

2 指導の重点項目

(1) 事業運営の適正化と透明性の確保

- ① 職員配置基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- ② 有資格者により提供すべきサービスが、無資格者により提供されていないか
- ③ 障害児通所給付費の算定に関する告示を理解した上、加算・減算等の基準に沿って障害児通所給付費が請求されているか。
- ④ 管理者が従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に指定基準を遵守させているか。
- ⑤ 利用者に運営規程等のサービス選択に資する情報を提供しているか。

(2) 利用者保護とサービスの質の確保

- ① 個別支援計画等が利用者の個々の状況に則して作成・記録されるとともに、見直しが図られ、適切な支援が行われているか。

- ② 利用者に対し、虐待行為や身体拘束などを行っていないか。また、利用者の人権の擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。
- ③ 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。
- ④ サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続の説明並びに同意(個人情報情報の利用を含む。)が適切に行われているか。

3 監査の重点項目

- ① サービス内容に不正又は著しい不当がないか。
- ② 障害児通所給付費に係る費用等の請求に不正又は著しい不当がないか。
- ③ 不正な手段により指定を受けていないか。
- ④ 人員基準違反等の重大な基準違反はないか。
- ⑤ 帳簿書類の提出や質問に対して虚偽の報告や答弁がされていないか。
- ⑥ 業務管理体制が実効ある形で整備され機能しているか。
- ⑦ 障害者虐待防止法に定める虐待に該当する疑いのある、必要以上の身体的拘束や人権侵害が行われていないか。

4 実施計画

(1) 集団指導

区内全ての事業者を対象に、年に2回程度実施する。(6月と2月を予定)

(2) 実地指導

① 実施方法

原則として事前に日時を指定し、事業所に赴き、現地において実施する。また、必要に応じ事業所の関係者を呼び出し、執務室等において実施する。

② 実施単位

事業所を単位として実施する。

③ 実施通知

中野区障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱第3及び第4の

規定に基づき通知する。ただし、緊急を要する場合等には、通知期間を短縮する(当日通知を含む)。

④ 検査時期及び対象

指導検査計画として決定する。

⑤ 実績

指導検査計画に基づき、年度末に実績を取りまとめるものとする。

(3) 選定基準

原則として、令和4年4月1日時点で現存する事業所等とする。年度途中で区が指定した事業所については、必要があると認められた場合、実地検査の対象とする。なお、以下の①から⑦に該当する事業所を選定する。

- ① 苦情・告発等が多く寄せられている事業所等、又は苦情・告発等の内容から運営上の問題を有することが疑われる事業所
- ② 過去に東京都が実施した実地検査において、指摘事項の改善が図られていない事業所
- ③ 過去の指摘事項の改善状況の確認が必要な場合など、継続的に指導することが必要と認められる事業所
- ④ 相当の期間にわたって、実地検査を実施していない事業所
- ⑤ 事業開始後実地検査を実施していない事業所
- ⑥ 福祉サービス第三者評価を受審していない事業所、又は当該評価結果において、問題がある事業所
- ⑦ その他実地検査の実施が必要と判断される事業所